

新潟大学人文学部・法学部・経済科学部後援会会則

(名称)

第1条 本会は、新潟大学人文学部・法学部・経済科学部後援会と称する。

(会員)

第2条 本会は会員で組織し、会員は人文学部、法学部及び経済科学部（以下「それぞれの学部」という。）に在学する学生の父母又は保証人とする。

(目的)

第3条 本会は、それぞれの学部と家庭との連絡を緊密にするとともに、学部の教育活動を援助し、もって大学教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学部と家庭との連絡
- (2) 学部教育事業の援助
- (3) 学生の進路指導の援助
- (4) 学生の課外活動及び福利厚生への援助
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 それぞれの学部から4名（各学年1名） 計12名
- (4) 監 事 1名

(役員を選任)

第6条 役員のうち、会長、副会長及び監事は、理事会において、理事の中からの互選とし、すべての役員は、総会において承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、会務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会並びに学部分科会とする。

2 総会及び理事会の議長は会長とし、会議を総括する。

- 3 総会は、会員を構成員とし、毎年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に総会を開くことができる。
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事を構成員とし、会長が必要に応じ招集するものとする。
- 5 学部分科会は、人文学部、法学部及び経済科学部に分かれ、会長又は会長が指名する理事が議長となる。

(審議事項)

第10条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 役員の選任
- (2) 事業計画並びに予算及び決算の承認
- (3) 会則の制定及び改廃
- (4) その他必要と認められた事項

第11条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛同を得て成立する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(特例事項)

第12条 重要かつ緊急の場合は、理事会の議決をもって総会の議決にかえることができる。ただし、この場合は、以後に開催される最初の総会において承認を得なければならない。

(会費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費は、10,000円とし、原則として入学時に前納するものとする。編入学、転入学等の場合は、当該学生の修業年限1年につき、2,500円とし、原則として入学時に前納するものとする。
- 3 既納の会費は、事情のいかんにかかわらず返還しないものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(帳簿等)

第15条 本会に、次の帳簿等を備える。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 会計簿
- (4) 諸記録簿

附 則

- 1 この会則は、平成16年10月2日から施行し、平成16年10月1日から適用する。
- 2 本会は、平成16年度第1年次入学者から学年進行で順次整備するものとする。
- 3 平成16年度における理事の数は、第5条第3号の規定にかかわらず、それぞれの学部から3名選出するものとする。

附 則

- 1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この会則の施行後、経済学部 に在学する者がいる間は、第2条、第9条第5項に規定する経済科学部には経済学部を含むものとする。

附 則

- 1 この会則は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年度及び令和8年度における役員数のうち、副会長及び監事については、第5条第2号及び第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条第3号に規定する理事の人数について、令和7年度から令和9年度までの間は、学年進行により、次のとおりとする。

令和7年度 計21名 令和8年度 計18名 令和9年度 計15名